

ご意見3-2（当初の主な提案内容3に対するご意見）

- ・ 餌やりを禁止すると、地域猫対策のようなルールに則った正しい餌やりをしている人までが誤解されかねない。結果として地域猫対策が進まない。



- ・ 野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりは、このルールに則って行うこととします。

【野良猫（地域猫を含む。）に反復又は継続して餌やりを行う場合のルール】

- 1 不妊去勢手術を施した野良猫に対して行う。
- 2 適切に給餌及び給水（以下「給餌等」）を行う。
- 3 ふん尿を適正に処理する。
- 4 紹介等を行うことを周辺住民に説明し、その理解を得るよう努める。
- 5 生活環境を損なわない。

当初の提案では、野良猫に無秩序に餌のみを与える行為が結果的に殺処分される不幸な猫を増やし、さらには生活環境に支障が生じることに繋がっていくことから、地域猫対策による餌やり以外の無秩序な餌やりを禁止するというものでした。

これについて、ご意見を踏まえ、野良猫に対し反復又は継続して餌やりを行う場合に遵守すべきルールを定め、野良猫への餌やりはこのルールに則って行うこととします。